

壱岐市農業委員会定例会（令和7年1月）  
議事録

1. 開催日時 令和7年1月24日（金）午前9時  
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室  
3. 出席委員 ・・・農業委員会長 外 農業委員 16名  
4. 欠席委員 ・・番・・委員、・番・・委員  
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・  
6. 議事日程  
    第1. 議事録署名委員の指名 ・・番 ・・委員 ・・番 ・・委員  
    第2. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
    議案第2号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について  
    議案第3号 農地の賃借料情報の提供について  
    (追加)  
    議案第4号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
        (出し手から農地中間管理機構)(案)の要請について  
    議案第5号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
        (農地中間管理機構から受け手)(案)の要請について

7. その他

---

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前であります、只今より令和7年1月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・番・・委員、・番・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

本日の議案について、追加が2件ありますので、後ほどご説明します。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名人は、・・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申

請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が、5件あがっております。受け手は、個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件の贈与、2件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

#### 1番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字大久保 ・・・番・ 地目 畑 面積 130m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

譲受人の・・・の国籍は中国です・・・が所有している在留カードで国籍を確認しております。

経営地面積は畠が0m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人 高齢で管理できないため、譲受人へ売却する。

譲受人 買い受けて耕作する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は野菜の作付けです。

農機具は、草刈機・管理機を所有しております。

農作業歴は本人20年、妻20年です。通作距離については、5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、白菜、大根などありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月20日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、1月20日にご本人さんと代人を含めて現地確認を致しました。譲受人の・・・さんは、国籍が中国であります、片原に居宅を購入した際

に、畠も一緒に取得したいというものです。この農地は、住宅敷地内にある農地であるので、周辺の農地には、影響がないと思います。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

議長 農作業歴について、20年農業されているのですか。

・・委員 中国におられる時に夫婦でされており、今回、家で食べるくらいの野菜を作りたいとのことです。この方は、中華料理屋の店長で壱岐に来てオーナーさんの農地の手伝いをしていたということを聞いています。

議長 外国人の農作業歴の年数を加味していいのですか。

事務局 加味すべきものかどうか、確認します。

・・委員 外国人が、簡単に農地を買われますか。

事務局 買われないなら、許可申請を受け付けられません。外国人だからといって受付ないことはありません。きちんと就農するかということです。経験年数は、要件の中には該当はありません。今現在日本人だとしても、新規で受付をしているので、認めています。今言われているのは、日本での作業歴なのか、外国での作業歴かはっきりした方が良いよということだと思います。受付の時に確認した方がよいということあります。

議長 外国籍の農地取得の緩和、昨年話が出てきてものであり、今後増えていくと思われる所以、宜しくお願ひします。

それでは、他にご異議がないようですので、議案第1号1番は決定します。  
続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願いします。

2番 土地の所在

芦辺町深江本村触	字碑田	・	・	・	番	地目	畠	面積	797m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番・	地目	畠	面積	1536m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番	地目	畠	面積	629m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番・	地目	畠	面積	1143m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番・	地目	畠	面積	1279m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番・	地目	畠	面積	3938m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番・	地目	畠	面積	454m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番・	地目	畠	面積	131m <sup>2</sup>
譲渡人		・	・	・	・				
譲受人		・	・	・	・				

経営地面積は田が17470m<sup>2</sup>、畠が10991m<sup>2</sup>、合計28461m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により譲渡する。

譲受人 規模拡大のため譲り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻と葉タバコの作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、葉タバコ収穫機は所有しております。

農作業歴は本人29年、母25年と臨時雇用者2名で農作業に従事しております。通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、牧草の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月20日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

案件の内容ですが、事務局の説明の通り、1月20日に現地確認を致しました。

・・・さんと言われる方で、たばこを結構作ってあります。飼料と葉タバコの堆肥用に牧草を作付けすることです。譲渡人の・・さんから農地を譲り受けのものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようでの、議案第1号2番は決定します。

続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

3番 土地の所在

芦辺町中野郷西触 字大坂 ・・・・番 地目 畑 面積 1350m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が20590m<sup>2</sup>、畑が11024m<sup>2</sup>、計31614m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できない為、譲受人へ売却する。

譲受人 買い受けて耕作に従事するということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻などの作付けです。

農機具は、コンバイン、稲刈機、田植機、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人45年で、妻が40年、長男が15年です。通作距離については、500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、果樹・野菜等作付けでありますので、周辺への

影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、1月20日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、名古屋市にお住まいでありまして、申請農地を相続しましたが、帰郷することもないということで、・・さんに売却するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号3番は決定します。

続きまして、4番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

4番 土地の所在

石田町池田東触 字<sup>ちしや</sup>苔<sup>のき</sup>ノ木 ・・番・ 地目 田 面積 410 m<sup>2</sup>

石田町池田仲触 字大桑 ・・・番・ 地目 田 面積 946 m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が3314 m<sup>2</sup>、畑が2482 m<sup>2</sup>、計5670 m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外在住で、管理出来ないため譲受人に贈与する。

譲受人 贈り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料、野菜等です。

農機具は、ハーベスター、管理機、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人20年であります。

通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明ございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、1月20日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは、・・県・・市にお住まいでありまして、相続を受けましたが、管理することができないということで、ご親戚である・・・さんに贈与するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号4番は決定します。

続きまして、5番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願いします。

5番 土地の所在

石田町池田東触	字石田峰	・・・番・	地目	田	面積	2898m <sup>2</sup>
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	343m <sup>2</sup>
石田町池田仲触	字庄屋	・・・番・	地目	田	面積	1312m <sup>2</sup>
同じく	字左入道	・・・番	地目	畠	面積	2689m <sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が5533m<sup>2</sup>、畠が1258m<sup>2</sup>、計6791m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外在住で、管理出来ないため譲受人へ贈与する。

譲受人 譲り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料です。

農機具は、ハーベスター、管理機、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人10年、父が40年であります。

通作距離については、10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明ございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、1月20日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、鹿児島県鹿屋市にお住まいでありまして、相続を受けましたが、管理することができないということで、ご親戚である・・さんに贈与するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号5番は決定します。

続きまして、議案第2号「農地利用状況調査にかかる非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

議案第2号 「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」

遊休農地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて、審議のうえ決定の要がある。

1 農業委員会は、利用状況調査の結果をもとに、下記の条件に該当する農地であるか定例会で判断を行う。

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

2 農業委員会は、1において「農地」に該当しないと判断された場合、総会での議決を経て所有者等に対し「非農地通知書」を県、市、法務局の関係機関に対し「非農地通知一覧表」を送付する。その後 農地基本台帳の整理を行います。5頁～10頁に農地利用最適化推進委員さんと農業委員さんに対象地の現況確認をして頂きました結果を掲載致しております。

今回、非農地と判断されたものは151筆で12.6haとなっております。  
以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明でございますが、この判断基準よろしいでしょうかどなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第2号は決定します。

続きまして議案第3号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、11頁をお願いいたします。

議案第3号「農地の賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農業委員会は地域ごとにおける賃借料情報の提供を行う必要があり、令和6年1月から令和6年12月までの農業経営基盤強化促進法による利用権設定並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定の情報をもとに新

たな賃借料情報を作成したため、この議案を提出する。議決後「壱岐市農地賃借料情報」として、ホームページ等での公表をいたします。

10a 当りの賃借料です。

田、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均額が15,300円、最高額が35,000円、最低額が700円で、データ一件数は133件でした。その他の地区では、平均額が6,000円、最高額が30,000円、最低額が1,000円で、データ一件数は304件でした。

畑、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均額、最高額、最低額ともに3,000円でデータ一件数は、11件でした。

その他の地区では、平均額が3,800円、最高額が28,000円、最低額が100円で、データ一件数は140件でありました。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたらお願いします。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようすで、議案第3号は決定します。

続きまして、追加議案の議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」と議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、追加議案の第4号と議案第5号は一括して説明させて頂きます。

はい、本日配付しました。追加議案1頁をお願い致します。

議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり市から提出された農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。

2頁をご覧ください。令和7年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、1頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が4筆で3,865m<sup>2</sup>、更新が3筆で6,674m<sup>2</sup>、賃貸借権設定の合計が7筆で10,539m<sup>2</sup>で、使用貸借権設定については、1年間の田の新規が6763m<sup>2</sup>、10年間の田の新規が3筆で9,950m<sup>2</sup>、計が4筆で16,713m<sup>2</sup>であります。

続きまして、3頁をお願い致します。議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、市から提出された農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)を定めるよう要請することの可否について判断を求める

るものです。4頁の令和7年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります、再度3頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第4号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第4号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第5号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第4号と議案第5号は原案のとおり決定し、その旨回答します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 2月の定例会の日程 → 令和7年2月25日(月)午前9時～
- ② 忘年会の会計報告について
- ③ 第9回ながさき女性農業者の集いについて
- ④ 全国農業新聞の一括切替処理について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。